

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

港区立本村小学校

Ⅰ「いじめ問題」についての共通認識

(1) いじめは、児童の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺、殺人などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。

- ・いじめはどの児童にも、起こりえるものである。
- ・いじめはだれもが被害者にも加害者にも成りえるものである。
- ・いじめは、人権侵害である。憲法に保障されている生存権を脅かすのがいじめである。
- ・いじめは犯罪である。人を傷つけ、人を死に追いやることもある。
- ・いじめられる方に問題があるなど、「いじめ」を正当化することはあり得ない。
- ・見て見ぬふりはいじめに加担していることである。いじめ問題が起きていることを知っていたり、見ていたりしてそのままにしていることは、いじめを正当化していることであり、いじめていることと同等である。

(2) 「いじめ問題の解決」のためには、早期発見・早期治療が大原則である。そのために、学校全体で、校内でいじめ発見のシステム（問診・触診・検査）を構築し、早期発見・早期治療に努める。

2 いじめをとらえる視点

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的、形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。

当該児童が、一定の人間関係にあるものから、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。

3 いじめ問題未然防止のための校内体制

(1) 予防的対応

- ① 日常の教育活動で人権感覚を養わせる。（各教科、特別な教科道徳、特別活動等）
- ② 「いじめを絶対に許さない」ことを児童に浸透させるため、朝会等での話を継続する。
- ③ 学校生活の基本（あいさつをする、時間を守る、人の話をきちんと聞く、責任を果たす）の指導を徹底し、授業規律をしっかりさせる。

(2) 日常の対応

- ① 児童が発する小さなサインを見逃さないために児童理解を促進する。児童が教員に情報を入れたり、相談したりすることができる信頼関係を築く。

【方法】

ア 休み時間の児童観察

- (ア) 子供の中に入って一緒に遊びながら、人間関係を観察する。
(春休み明け、夏休み明け、冬休み明けの第1週)
- (イ) 気になる児童が所属する遊びグループに教師も参加し、一緒に遊ぶ。
- (ウ) 子供たちが遊ぶ様子を、距離を置いて、人間関係を観察する。
- (エ) 担任は、結果を学年会で報告し、共有する。
- (オ) 専科教諭や、授業での様子、その他の場面で気付いたことを日常的に担任に報告をし、情報共有する。

② 情報を収集する。

【方法】

ア 全校一斉 生活アンケート実施

イ ひとりぼっちの子の調査

(ア) 1週間連続で、一人で遊んでいた子を名簿などにチェックしておく。

※教師の観察、アンケートその他の調査方法については、各学級の実態に応じて、担任の裁量について行うこと。

(イ) 一人で遊ぶのが1週間に3～4日以上の子は要チェックとし、クラスで孤立している可能性がある判断される。

(ウ) 週に3～4日以上一人で過ごしている児童(週に1～2回、一人で過ごす程度は、健全である)には、担任が休み時間に声を掛けて、一緒に連れて行って子供たちと馴染むまで遊ぶ。

いじめのレベルを5段階に分けて対応する。

レベル1 悪口を言われる。からかわれる。

レベル2 仲間はずれにされる。無視される

レベル3 レベル2が、継続して行われている。叩く、蹴る、ボールを投げつける、足を掛ける、通せんぼをするなどの身体的苦痛を伴う行為が行われる。

レベル4 いじめが原因で不登校になる。保護者、または、本人がいじめを苦に転校を検討し始める。

レベル5 死を口にしたり、自傷行為をしたりする。

いじめは、集団であれば、必ず起きるもの、いじめの芽は、毎日出ているという認識が大切である。
いじめの芽をレベル1、レベル2の段階で摘む努力をする。

(3) 児童情報の共有

① 児童情報の共有の機会

(ア) 情報が入った時点での迅速な情報伝達(当該教諭→管理職・生活指導主任)

(イ) 学年における情報共有第一報

(ウ) いじめ問題等対応校内委員会における情報共有

(エ) 生活指導夕会における情報共有

(オ) 生活指導部における情報共有

(カ) 職員会議における情報共有

※留意点:第一報だけでなく、指導の経過報告を行う。

4 「いじめ問題」を認知した場合の対応

(1) いじめが発見された場合には、担任は、学年主任・生活指導主任・管理職に必ず報告する。
状況を迅速に把握し、確実に報告する。

5W1H(いつ、どこで、だれが、なにを、なぜ、どのようにしたのか)の報告

●情報の流れ

各教員→学年主任(学年教員、他教員)→管理職

→生活指導主任→管理職

→管理職

☆もれを防ぐため、複数のルートで伝達する。

☆教員は情報を整理して、次に伝える。

●まず第一報、すぐに報告書作成。

(2) 児童指導

- 「いじめ問題等対応校内委員会」を開き、方針を立てる。

校長が必要と判断したメンバー（管理職、主幹教諭、教務主任、生活指導主任、学年主任、該当学年教諭、養護教諭など）が集まり、迅速に指導計画を立てて、指導を進める。「いじめ対策委員会」は、校長が、いじめが解決したと判断するまで、定期的に関われる。☆レベル3に達した状態であれば、教育委員会に報告し、委員会の指示を仰ぎながら、対策を考え対応する。

☆レベル4、レベル5になった状態であれば、学校の教師だけでは対応できないと思われる。教育委員会、各専門機関や警察と連携した対応が必要になる。

- 複数教員での対応を原則とする。「自分」だけという状況にならないようにする。
- 指導の進行により、適宜修正し、適切な指導を進める。
- 指導報告を作成し、報告する。

① いじめられている児童への対応

- 学級担任及び校長から、被害児童の保護者に連絡し、事情と今後の指導方針について十分説明し、了解を得る。
- 被害児童には、いじめ行為をなくすこと、「絶対に守る」という学校の意志を伝え、当該児童の安全確保に努める。
- 当該児童の心のケアを行う。

人間関係を構築している関係教員、担任と当該児童との関係に配慮しながら、組織的に対応していく。

(ア) 学校を場とする内容

- a 担任教員や関係教員との面談（適宜）
- b スクールカウンセラーによる教育相談的対応
- c 学年、他学年、専科教諭、養護教諭、指導員、校長、副校長による対応（場所としては、教育相談室、保健室、教室、校長室など）

(イ) 家庭訪問による相談（学級担任、関係教育、スクールカウンセラー他）

(ウ) 関係機関との連携

- a 学校サポートセンターと教育相談との連携
保護者会、当該児童のカウンセリング
- b 学校サポートセンターとスクールソーシャルワーカーとの連携
保護者、教育委員会とのコーディネート等による対応
- c 学校サポートセンターとスクールカウンセラーとの連携
要請訪問による当該児童へのカウンセリング
当該訪問による教員への対応助言

② いじめている児童への対応

- いじめの非に気付かせ、いじめられた児童への謝罪の気持ちを熟成させる。
- 保護者へ学校の指導方法等について十分説明し、家庭の理解と協力を得る。
- 丁寧に個別指導を行い、当事者を交えて話し合い、いじめられた児童本人と保護者の了解を得て、保護者も交え、いじめられた児童に謝罪する会を設ける。いじめている児童は、相手に対し、いじめに関する自分の気持ちを自分の言葉で話すように指導する。

●いじめた児童に対しても心のケアを行う。方法については、いじめられた児童の場合に準ずる。

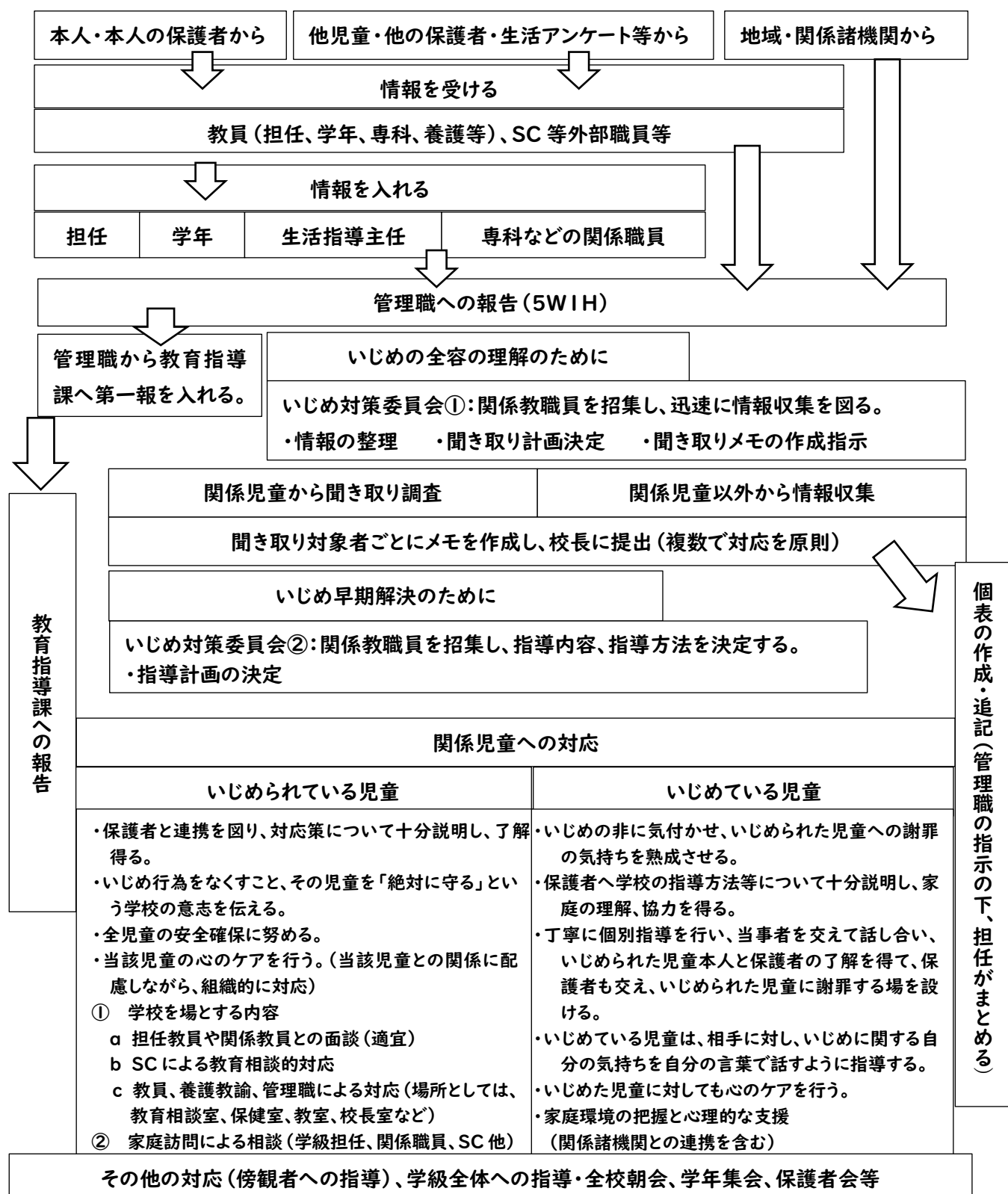
●家庭環境の把握と心理的な支援（関係諸機関との連携を含む）

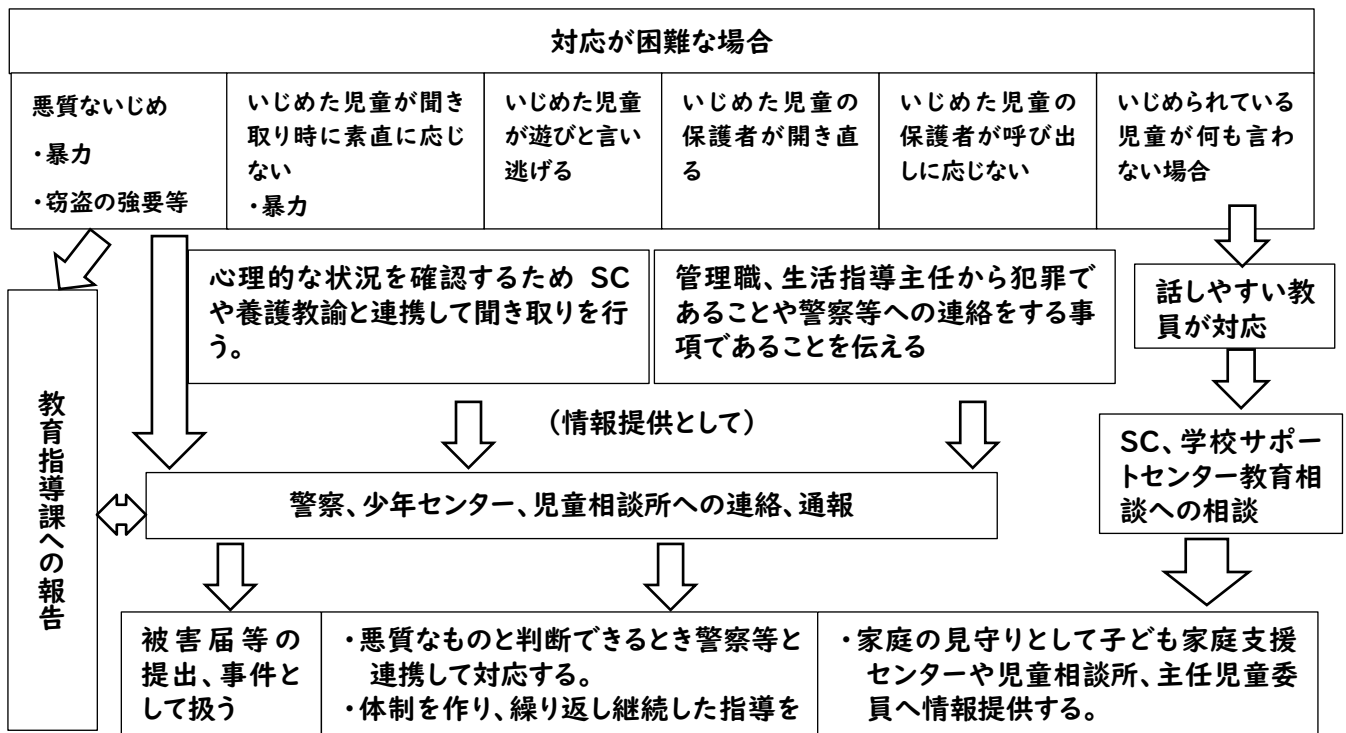
●再発防止に向けた継続的な指導

③ 他児童への対応

いじめ問題再発防止のために、いじめられた本人と保護者の了解が得られたら、学級、学年全体への指導を行う。

「いじめ問題」を認知した場合の基本的な対応





※重大事態への対処

『いじめ防止対策推進法 第五条』

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に質するため、速やかに当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に関わる事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供によって必要な指導及び支援を行うものとする。